令和6年度

横 浜 市 松 風 学 園

事　業　計　画　書

目　次

事業計画書策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

基本理念・倫理綱領・職員信条・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5

令和6年度事業目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8

令和6年度行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

令和6年度松風学園におけるより良い支援に向けた

　取組計画（虐待防止取組計画）・・・・・・・・・・・・10～11

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

横浜市松風学園は、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）に賛同し、特に次の3目標を推進します。

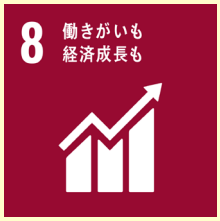

横浜市松風学園は、2027 年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO2027）の成功に向けた機運醸成に取り組みます。

事業計画書策定にあたって

日頃から横浜市松風学園にご理解、ご協力くださり、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで御利用者様と御家族等との面会を制限させていただくなど、皆様には多大なご不便をおかけしました。

昨年度は同感染症が感染症法上の５類となり、松風学園におきましては感染対策を講じつつ、大きな事故なく今日まで過ごすことができ、安堵しております。

そのような状況の中、松風学園の再整備事業においては、居住２棟（Ｂ棟）の解体工事が完了しました。また、新居住棟がフルオープンし、居住１棟（Ａ棟）で生活されていた御利用者様が転入され、御利用者様全員に個室など快適な生活環境を提供することが叶いました。

令和６年度は、Ｂ棟の解体跡において日中活動棟を建設します。これにより、御利用者様の日中活動を拡充し、より生きがいのある充実した社会生活を確保します。

横浜市中期計画 2022～2025 及び令和６年度健康福祉局運営方針にも位置付けられている施設の再整備を通じて、御利用者様の生活がより豊かなものとなるよう、松風学園に勤務する職員全員は「チーム松風」として果たすべき役割を全うします。そして、人権を尊重したより良い支援を推進してまいりますので、御家族・関係者の皆様並びに地域や関係者の皆様の引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。

横浜市松風学園園長 江原　顕

松風学園は、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会を目指し、施設の果たすべき使命を明確にするためここに基本理念を表明します。この理念は、松風学園の全ての事業の目的、目標及び実施計画等の根底に流れる考えや行動につながります。

基本理念

松風学園は、一人ひとりが輝き、尊敬し、支えあう地域社会を実現します。

●支援の根幹となる考え方

基本理念に基づいた松風学園の利用者支援の根幹となる考え方は次のとおりです。

1 利用者一人ひとりの「人権」を守り、個性を尊重します。

2 利用者の安全と安心を見守り、「利用者本位」の質の高いサービスを提供します。

3 利用者の「地域生活移行」を支援します。

●中期的な松風学園運営方針

1 利用者本位のサービス

利用者本位のサービスを実現するため、一人ひとりにあった個別支援を追及し、利用者満足度を向上するためのプロセスを大切にします。

2 地域や関係機関との協働

市民サービス向上のため、松風学園の職員は全員で協力して利用者支援にあたるとともに、自治会町内会など地域の関係機関、関係施設の方々との協働を積極的に進めます。

3 適正な施設運営

個人情報やプライバシーの保護を徹底します。一方で、業務の透明性を確保するため、情報公開の原則に立ち、運営状況を積極的に開示します。

●松風学園職員信条（クレド）

松風学園倫理綱領（次ページ）の各条文を、それぞれ一つの言葉（理念）にまとめました。職員一人ひとりが、このうち一つを自ら選び、自分の信条（クレド）としながら、支援業務に従事します。

松風学園倫理綱領・職員信条（クレド）

第1条 個人の尊重　クレド① 本人中心 Person-centered

職員は、利用者一人ひとりの人格を大切にし、その主体性、個性を尊び、個人を尊重します。

第2条 人権擁護　クレド② 人権擁護 Advocacy

職員は、利用者一人ひとりへのいかなる差別や人権侵害も許さず、自己決定やプライバシー保護等の基本的な権利を尊重し、人権を擁護します。

第3条 自己選択・自己決定の尊重　クレド③ 意思決定 Decision Making

職員は、利用者一人ひとりの自己選択・自己決定等により、自己実現を図ることができるよう自己選択・自己決定を尊重し、支援します。

第4条 個別支援　クレド④ 個別性 Individuality

職員は、利用者の支援にあたって、一人ひとりの個性やニーズに応じるとともに、利用者及び家族への十分な説明及び相互理解により個別支援計画を作成し、一人ひとりに合った支援をします。

第5条 生活環境の整備　クレド⑤ 環境 Environment

職員は、利用者が快適で充実した日々を過ごせるよう、施設及び周辺の環境整備に努めます。

第6条 社会参加の支援　クレド⑥ 参加 Participation

職員は、利用者が地域の住民と交流しながら、地域社会の中で市民として豊かに暮らせるよう支援します。

第7条 在宅生活者の支援　クレド⑦ 在宅 Home Life

職員は、総合相談や短期入所の事業を通し、地域の在宅知的障害者とその家族への福祉サービスの向上に努めます。

第8条 地域との調和　クレド⑧ 地域 Community

職員は、ボランティアや実習生の受け入れ及び施設開放等を施設運営に組み込み、地域との協働を推進します。

第9条 職員行動基準　クレド⑨ 倫理 Ethics

具体的行動にあたっては、横浜市職員行動基準を規範とします。

令和6年度 事業目標

Ⅰ 利用者本位のサービス

（1）御利用者様本人の意思を尊重した個別支援計画を策定し、一人ひとりにあったサービスを提供します。

・御利用者様本人の意思を尊重し、心身の状況及び御家族の意向等を十分に把握しながら、御利用者様お一人ひとりにあった個別支援計画を策定し、サービスを提供します。
・個別支援計画策定会議には、御利用者様本人の参加を促進し、神奈川県の意思決定支援アドバイザーを導入します。
・区福祉保健センターや相談支援事業所など関係機関と連携・協力し、様々な視点を取り入れた多角的な支援、サービスを提供します。また、計画相談支援の導入を推進します。
・御利用者様の人権擁護のため、成年後見制度の導入を推進します。

【屋内作業】

【屋外作業】

これらの他に、スヌーズレンや体操プログラム、音楽プログラムなど様々な日中活動を提供します。

（2）御利用者様の高齢化・障害特性への適切な支援を行います。

・個別、集団活動を通して、作業評価、心理支援を行います。
・医療機関やリハビリテーションセンター等と連携し、健康状態や身体機能の維持・改善に努めます。
・御利用者様の摂食機能に考慮しつつ、季節や行事に対応した楽しく潤いのある食事を提供します。
・高齢化、障害特性等で変化する心身状況を把握し、園外の社会資源の利用も視野に入れながら、より豊かな生活ができる環境を整えます。
・強度行動障害のある御利用者様には十分なアセスメントを行い、必要な環境を整え適切な手法で支援を進めます。

【冬のお楽しみ昼食】

（3）御利用者様の地域移行・施設移行を推進し、在宅障害者の利用ニーズに応えます。

・御利用者様、御家族に対して地域移行、施設移行に向けた意向確認や具体的な支援のアセスメントを丁寧に行い、個別支援計画に反映します。
・御利用者様、御家族・成年後見人等と十分に相談しながら、区福祉保健センターや相談支援事業所等とも連携し、御本人の状態に応じた支援が提供できる場所（グループホームや高齢者施設等）への移行を推進します。また、必要に応じて見学や体験などを実施します。
・地域で生活されている（在宅）障害者のニーズ（レスパイト・体験・緊急等）に応じて短期入所の相談・利用調整を行います。

2 地域や関係機関との協働

（1）地域との交流により、障害者への理解を推進する機会を作ります。

・地域交流サロン等の町内会活動のほか、地域のお祭りや運動会等、地域行事に積極的に参加します。また、地域の一員として利用者と共に防犯パトロールを行うなど、上飯田地区の地域福祉保健計画の取組に参加します。
・ボランティアの受入れを行い、生活の質の向上と地域の方との交流を進めます。
・福祉体験学習の受入れを通して障害者への理解の推進を図ります。
・横浜市の人権研修や福祉活動実習の場として機会を提供し、障害者への理解を広げます。
・新聞やホームページなど広報活動を拡充します。

（2）地域の関係機関との連携・ネットワークづくりを進めます。

・社会福祉分野、保育分野の人材育成のため、大学から実習生等を受入れます。
・泉区自立支援協議会及び泉区社会福祉協議会の部会等に出席し、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働していきます。また、泉区地域福祉保健計画や障害者支援のネットワークづくりに貢献します。
・泉サポートネットに参加し、地元企業との連携を進めます。
・横浜知的障害関連施設協議会及び横浜市社会福祉協議会の部会に出席し、施設間の連携を進めます。
・地域の医療機関と協定を締結し、協力関係を構築します。

（3）パートナーシップを大切にした施設運営を行い、防災力を高めます。

・御利用者様の生活は、直接の支援者以外にも多くの関係者や関係機関、企業により支えられています。生活への関わり方は様々ですが、共に働く仲間として協力するとともに、基本理念及び運営方針について機会があるごとに周知を図り、松風学園を利用する全ての人にとってより良い施設となるよう努めます。
・能登半島地震など近年頻発する震災をふまえ、火災や自然災害等においても松風学園と地域の方々とが協力して対応できるよう、地域防災への取組の推進を目指します。
・松風学園再整備事業では年度末に日中活動棟の竣工が予定されています。引き続き地域に開かれた施設として、より良い施設づくりを進めていきます。

【福祉の作品展の展示作品】

【ふれあい牧場】

3 適正な施設運営

（1）御利用者様の人権を尊重する施設運営を進めます。

・御利用者様が安心して過ごせるよう、より良い支援を進めるため、オンブズパーソンに定期的に来園いただき、支援現場の視察や職員との意見交換を行うことで、サービスの向上を図ります。

・月１回人権委員会を開催し、権利擁護の取組を進めるとともに、人権擁護研修や虐待防止研修を実施し、適宜「ガイドライン」を見直すなど、施設内の虐待防止に取り組みます。また、外部委員の参加を得て、年1回虐待防止委員会を開催し、各取組の報告と検証を実施します。

・横浜ふくしネットワーク（Ｙネット）の加盟施設として施設間交流研修など、御利用者様の権利擁護の取組に参加し、実践します。

・第三者評価の導入及び地域連携推進会議の開催を進めます。

（2）御利用者様が安全で快適な生活が送れるようにします。

・セーフティマネジメント委員会において、事故・ヒヤリハット事例の分析、改善策の検討を行うとともに全職員で情報を共有し、御利用者様の安心、安全な生活を支援します。

・「松風学園個人情報漏えい事故等防止マニュアル」に基づき、職員全体で個人情報漏えい事故防止を徹底します。

・火災や自然災害等により、松風学園が被災した場合でも、被災状況のフェーズごとに御利用者様の生活をしっかり守れるよう、消防訓練や防災訓練、災害時食事提供訓練等を実施し、職員の防災力向上を図ります。

・緊急通報装置の運用により、防犯体制を確保します。

・御利用者様が安心、安全に生活できるよう、感染対策委員会を開催し、指針を策定して、消毒や体調管理等を徹底して実施します。また、発生時には迅速に対応します。

【防災訓練の様子】

(3)職員の人材育成及び働きやすい職場づくりに取り組みます。

・横浜市人材育成ビジョンに基づき、職位（職員Ⅰ～Ⅲ・係長）に応じた育成・支援を行います。

・園内外の専門研修の受講機会の確保等により、御利用者様一人ひとりの障害特性への理解及び支援スキルの向上を図ります。

所属研修：強度行動障害研修、リスクマネジメント研修、腰痛予防・介護技術研修など

派遣研修：自閉症セミナー、ノーリフトケア講座、強度行動障害支援者養成研修など

・横浜市保健・医療・福祉研究発表会に参加し、実践をふまえた研究を発表します。

・医師の巡回の下、安全衛生委員会を開催するとともに、職員のメンタルヘルスを推進します。

・システムの導入やペーパーレスを進め、間接支援業務の効率性を高めます。

令和6年度 行事予定

御利用者様の楽しみや余暇の充実、地域や関係施設等との交流を促進するため、学園内での行事を計画・実施します。また、地域で行われる行事等へも参加していきます。

月	学園行事	地域行事等
4		
5	さわやか松風（美化活動）	
6	花の日（YMCA 保育園交流）	ふれあいあやめ祭り
7		
8	夏のお楽しみ昼食会 夏祭り（縁日　花火　スイカ割り） のんきなのんちゃん人形劇団公演	盆踊り・納涼祭
9	定期健康診断	
10	収穫祭 夜間想定避難訓練 ふれあい牧場	上飯田中学校文化祭作品展 もみじ祭り
11	松風ミニまつり（仮） さわやか松風（美化活動）	泉ふれあいシールラリー
12	冬のお楽しみ昼食会	泉区福祉の作品展
1	お正月（行事食） 新年会	上飯田中学校ふれあい体験
2	節分	
3		

〇利用者自治会（みんなの会議）　毎月第4金曜日
〇入所家族会　　毎月第3日曜日
〇通所家族会　　年5回月の最終水曜日
※「松風まつり」については、再整備事業の実施に伴い、令和元年度より一時休止としていますが、今年度は「ミニまつり（仮）」の開催を検討しています。
※感染症の影響により、各行事等が延期または中止になる可能性があります。

【令和6年3月の作品　ひな祭り】

令和6年度 松風学園におけるより良い支援に向けた取組計画
（虐待防止取組計画）

私たちは、横浜市松風学園基本理念・倫理綱領を遵守し、御利用者様本位のより良い支援の実践・虐待防止推進のため、次の取組を実施します。

1 職員の人材育成（職業意識の醸成）

（1） 松風学園キャリアラダー等人材育成ツールの活用
（2） 全職員への松風学園の理念（再整備のイメージを含む）・倫理綱領周知
（3） 職員の良い支援や取組(ハットしてグッド)を園全体で共有、実践
（4） 横浜市保健・医療・福祉研究発表会での事例発表
（5） 他の障害者支援施設等への視察及び派遣実習

2 風通しの良い職場づくり・チーム力の強化
（地域に開かれ、相談・協力し合える職場環境づくり）

（1） 責任職による支援の把握及びコミュニケーション
（2） 責任職による職員の困りごとの早期把握
（3） テーマを設定した係長と職員との個別面談実施
（4） ミーティングや ICT 等による、必要な情報の確実な周知伝達
（5） 責任職同士が園の課題を共有し、チームとして対応できるよう連携を強化
（6） 職員間での協力体制として日常的な声かけを励行、困ったときに助け合える関係づくりを推進
（7） オンブズパーソン活動の充実・投書箱による意見募集
（8） 外部の支援者やボランティア、実習生等から意見の聴き取り
（9） 区役所や地域の住民、関係機関との交流
（10） 御家族・後見人に御利用者様の生活を含む園の状況を報告、意見交換

3 職員の健康管理（適切な業務執行体制づくり）

（1） 職員のメンタルヘルス（アンガーマネジメント、セルフケア）の研修や相談体制の確保
（2） 職員の体調変化による休暇取得にも対応できる勤務体制づくりと職員の補充
（3） 年休10日・夏季休暇5日を全職員が取得できるよう配慮
（4） 業務や各種会議の見直し・効率化

4 支援の質の向上（御利用者様本位の支援力向上）

（1） 意思決定支援ための研修の実施及び国・県のガイドラインの職員周知
（2） 御利用者様の意思を尊重する個別支援計画の策定や支援記録等の作成
（3） 御利用者様による自治会の運営の支援
（4） 園全体や係・チーム単位で事例検討会を定例的に実施（多職種連携を含む）
（5） 事故・ヒヤリハット事例の再発防止策の検討・実践・振り返りの実施及びリスクマップの作成

（6） 専門機関等によるコンサルテーションを活用した、科学的合理的で統一した支援の実践
（7） 支援実践検討会の実施及び専門研修の実施、園外専門研修への参加促進
（8） 高齢化・重度化に対応した、ノーリフトケアの実践
（9） 身体拘束事例の検証及び適正化に向けた支援
（10） 感染対策を強化するとともに居住環境等を見直し
（11） 御利用者様の人権を尊重した声かけや呼称（「さん」付け）の徹底
（12） 御利用者様の意思を尊重したきめ細やかな身だしなみや着衣の支援

5 障害者虐待防止の正しい理解と迅速・適切な対応

（組織的な障害者虐待防止及び発生時の適切な対応の徹底）

（1） 障害者虐待防止研修の実施及び国・県・市主催の研修への参加
（2） 虐待が疑われる事案の通報の流れ（フロー図）の周知
（3） 外部講師による人権擁護・身体拘束適正化研修の実施
（4） 職員向け人権啓発研修の実施及び外部研修への参加促進
（5） 事故・ヒヤリハット、身体拘束、不適切事案の報告を通じ障害福祉保健部と日常的な連携
（6） 障害者虐待防止チェックを実施し、結果を基に意見交換
（7） 虐待防止委員会及び人権委員会の開催及び虐待防止の取組について共有・協議

参考資料

■横浜市中期計画 2022～2025（抜粋）

政策 13　障害児・者の支援

主な施策 4 住まい・暮らしの支援

障害のある人が安心して生活できるよう、グループホームの整備や松風学園（入所施設）の再整備に加え、地域での暮らしを望む障害者に対する日常的な相談支援等の充実に取り組みます。

■令和6年度 健康福祉局運営方針（抜粋）

Ⅱ 目標達成に向けた施策

3 障害者の地域生活を支える共生社会の推進

○医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族が地域で安心して生活できるよう、市内5館目となる多機能型拠点を野毛山地区に整備するための検討を進めます。また、引き続き松風学園の再整備を進めます。

～松風学園は知的障害のある方の生活を支援しています～

令和6年度　横浜市松風学園　事業計画書

令和6年5月　発行

横浜市松風学園
〒245-0018 横浜市泉区上飯田町 1987
TEL 045-802-0441 FAX 045-803-4963

表紙　　職員宿舎前の桜
3ページ　渡り廊下の花壇
裏表紙　松風学園から望む冬の富士山